

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年7月1日
【会社名】	株式会社トマト銀行
【英訳名】	T O M A T O B A N K , L T D .
【代表者の役職氏名】	取締役社長 高 木 晶 悟
【本店の所在の場所】	岡山県岡山市北区番町2丁目3番4号
【電話番号】	岡山（086）800 - 1500
【事務連絡者氏名】	総務部長 小 林 隆 之
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区鍛冶町1丁目7番11号 株式会社トマト銀行東京事務所
【電話番号】	東京（03）5256 - 1030（代表）
【事務連絡者氏名】	東京支店長兼東京事務所長 谷 本 浩 二
【縦覧に供する場所】	株式会社トマト銀行神戸支店 （神戸市中央区元町通5丁目1番8号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

平成28年6月28日開催の当社第133期定時株主総会において決議事項が決議された後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき2円50銭 総額287,469,995円

効力発生日

平成28年6月29日

第2号議案 株式併合の件

併合する株式の種類

普通株式

併合する株式の種類及び割合

当社普通株式について、10株を1株に併合

本株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法第235条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主に対して、端数の割合に応じて分配する。

株式併合の効力発生日

平成28年10月1日

効力発生日における発行可能株式総数

35,000,000株

第3号議案 定款一部変更の件

株式併合を実施し、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため定款第6条を変更する。また、単元株式数を1,000株から100株に変更するため定款第7条を変更する。

自己資本比率規制（パーゼル 国内基準）の変更に対応するため、定款第6条を変更するとともに、定款第2章の2（優先株式）および定款第3章の2（種類株主総会）を新設する。

上記変更に伴う条数の変更を行う。

第4号議案 取締役1名選任の件

取締役として細田隆を選任する。

第5号議案 監査役3名（社外監査役2名を含む）選任の件

監査役として尾崎和正、三宅昇および佐々木浩史を選任する。

第6号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

(3) 株主総会決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	出席議決権数 (個)	賛成率 (%)	可決要件	決議結果
第1号議案 剰余金処分の件	84,458	87	0	90,403	93.42	(注) 1	可決
第2号議案 株式併合の件	84,025	520	0	90,403	92.94	(注) 2	可決
第3号議案 定款一部変更の件	83,936	609	0	90,403	92.84	(注) 2	可決
第4号議案 取締役1名選任の件 細田 隆	83,980	565	0	90,403	92.89	(注) 3	可決
第5号議案 監査役3名(社外監査役2名を含む)選任の件							
尾崎 和正	84,471	74	0	90,403	93.43	(注) 3	可決
三宅 昇	80,855	3,690	0	90,403	89.43	(注) 3	可決
佐々木 浩史	84,477	68	0	90,403	93.44	(注) 3	可決
第6号議案 退任監査役に対する 退職慰労金贈呈の件	65,401	19,144	0	90,403	72.34	(注) 1	可決

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の有する議決権(113,872個)の3分の1以上の出席と、出席した株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の有する議決権(113,872個)の3分の1以上の出席と、出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。